

京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定書

平成29年3月12日 締結

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会

京都市

京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定書

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会（以下「甲」という。）と京都市（以下「乙」という。）は、相互に連携し、次に掲げる目的を達成するために、本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するとともに、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現するため、甲、乙が相互に連携及び協力し、自治会・町内会への加入促進に取り組むことを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するために協力するものとし、それぞれの役割は次に定めるものとする。

(1) 甲は、次の事項に協力する。

ア 甲の会員が、住宅販売及び賃貸住宅の管理、仲介等を行う場合において、地域の取組を説明し、チラシ及び「自治会・町内会への加入連絡票」等を配布するとともに、ポスターの掲示などにより、自治会・町内会への加入の働き掛けを行うこと。

イ この協定の目的を達成するため、甲の会員に対して会報等により、継続して本協定の趣旨を伝え、必要な協力を促すこと。

(2) 乙は、次の物品及び情報を甲に提供する。

ア 自治会・町内会への加入促進のポスター・チラシ、「自治会・町内会への加入連絡票」など、この協定の目的を達成するために必要な物品

イ この協定の目的を達成するために甲の会員が協力するうえで必要な情報

ウ 甲が発行する会報などに掲載する情報

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1箇月前までに、甲、乙のいずれかから協定を更新しない旨の意思表示がない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。また、期間の途中で協定を解除する場合は、解除日の1箇月前までに申し出を行うものとする。

(その他)

第4条 この協定に定めがない事項，疑義が生じた場合又は内容を変更する必要があるが生じたときは，甲，乙が協議のうえ，定めるものとする。

本協定の締結を証するため，本書を2通作成し，それぞれ記名押印のうえ，各自1通を保有するものとする。

平成29年3月12日

甲 京都市上京区中立売通新町西入三丁目453番地3 京都府宅建会館
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
代表者 会長 千振 和雄

乙 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者 京都市長 門川 大作